平成２６年度
事業計画書

公益財団法人山北町環境整備公社

平成２６年度事業の構成

（会計区分）　（事業の名称）　（業務の内容）

公益目的事業会計

丹沢湖及び三保ダム周辺地域環境整備事業
- 花木等植栽推進業務
- 遊歩道等美化管理業務
- わかさぎ放流業務

丹沢湖及び三保ダム周辺地域清掃事業
- 地域内公設トイレ清掃管理業務
- 地域内公設駐車場内一般廃棄物収集業務

丹沢湖記念館等管理運営事業
- 丹沢湖記念館及び三保の家来館者案内業務
- 丹沢湖記念館及び三保の家設備維持管理業務

丹沢湖カヌー運航管理事業
- カヌー利用者の受付と管理業務
- カヌー利用時の標識票等の貸与業務

町立世附キャンプセンター管理運営事業
- 利用申込の受付と貸出業務
- キャンプセンター施設の清掃等維持管理業務

収益事業等会計

遊船事業
- ローボート等の貸出業務
- ローボート等の保守点検業務

サイクリング事業
- 自転車の貸出業務
- 自転車の保守点検業務

町立世附キャンプセンター附帯事業
- ログハウス、オートキャンプの受付と貸出業務
- ログハウス等附帯施設の清掃等維持管理業務

売店事業
- 商品仕入れ及び販売業務
- 委託販売管理業務

水没移転者等福利厚生事業
- 役員会の運営全般
- 会員相互の交流会業務等

法人会計

法人運営業務
- 理事会並びに評議員会の運営全般
- 公社事業の広報広聴業務等

平成２６年度事業計画

Ⅰ　事業運営の基本方針

当公社は、平成２４年５月１日より公益財団法人山北町環境整備公社として新たにスタートした。

同年１２月２０日付けをもって、「三保ダム周辺地域振興協力基金の譲渡に関する協定書」が財団法人三保ダム周辺地域振興協力基金の理事長と当公社の理事長との間で取り交わされ、平成２５年７月１日に譲渡が完了し、平成２５年度より当公社が基金の管理をすることになった。その関係から新規事業として水没移転者等福利厚生事業が加わったことで、定款の見直しが必要となったため再度公益財団法人の認定を受けるため神奈川県知事に対し申請を行い、平成２５年７月３日付けで再認定書（神奈川県指令文書 117 号）を受理した。公社の設立の趣旨を踏まえ、事業目的及び内容について適確に達成していくことを基本とし、次のとおり平成２６年度の事業計画を策定した。

Ⅱ　事業計画

１　公益目的事業

公益目的事業は、定款第３条に事業目的として掲げた「丹沢湖及び三保ダム周辺の環境整備及び清掃に関する業務を行い水源地の環境保全を図るとともに、丹沢湖記念館及びキャンプセンター等施設の管理運営、丹沢湖の湖面利用等に関する事業を行うことにより、地域の振興発展と住民の福祉向上に寄与すること」であり、公社設立当初からの継続事業である。

（１）丹沢湖及び三保ダム周辺地域環境整備事業

本事業は、丹沢湖の水質保全と周辺地域の環境美化を推進する当公社の設立当初からの目的を達成すべき基幹事業である。

継続的事業として丹沢湖を、より一層魅力あるものとするため駐車場、遊歩道、展望台等の施設周辺の除草及び落石除去を行うとともに、モミジやミツマタの植栽を行い、観光名所にふさわしい整備を実施して行く。

また、丹沢湖の観光資源とすることを目的としたワカサギのふ化放流事業については、箱根町の漁協からワカサギの卵を購入し、丹沢湖の湖水でふ化させ効率の良い方法で放流を行う。

（２）丹沢湖及び三保ダム周辺地域清掃事業

本事業は、前号と同様に当公社設立当初からの目的を達成すべき基幹事業である。

丹沢湖及び三保ダム周辺地域内に設置された公衆トイレの清掃や駐車場、公園、沿道等のごみや不法投棄物の収集業務を定期的に実施し、行楽シーズンには清掃

収集業務回数を増やすとともに、当地域で開催されるイベント前日には会場周辺や沿道の清掃作業を積極的に実施する。

（3）丹沢湖記念館等管理運営事業

本事業は、丹沢湖記念館並びに三保の家の管理運営を行う。丹沢湖記念館並びに三保の家の来館者が安心して見学ができるように安全点検を行い、来館者の観光案内を行うとともに施設内の展示物や施設の維持管理運営を行う。

また、水源地としての丹沢湖の意義を来館者に伝えるため、丹沢湖誕生の由来や三保ダムの役割、ダムの水が水道水として県民生活の安定と向上に役立っている旨のビデオ映像の放映をし、来館者に啓発し理解を図って行く。

（4）丹沢湖カヌー運航管理事業

丹沢湖におけるカヌーの運航には、神奈川県が定めた条例（「相模湖、津久井湖、丹沢湖、寒川湛水域、社家湛水域、飯泉湛水域等の水域における行為の規制に関する条例」第２条第２項第４号の規定）により、山北町が神奈川県企業庁長から許可を受けている。

その山北町が行う「舟艇の運航に係る業務」の実施を当公社が継続事業として受託して行う。

「丹沢湖カヌーマラソン大会」が定着し、湖面利用者も年々増えているため情報提供は引き続きホームページを活用し積極的に行う。

（5）町立世附キャンプセンター管理運営事業

「町立世附キャンプセンター」は、一般住民の研修並びにレクリェーションを図るための野外休養施設として設置され、当公社が山北町との使用貸借契約に基づきその管理運営を行っている。

利用客が安心して利用できるよう施設の保守点検や維持管理を行い、利用客の問い合わせや受付に対応するとともに、現地においても施設内外で安心して利用できるよう適確な案内を行う。

2　収益事業

収益事業は、当公社の公益目的事業の推進を図るため、貸しボート、貸し自転車、町立世附キャンプセンター附帯事業及び丹沢湖記念館等売店事業を行う。

（1）遊船事業

丹沢湖の湖面を利用するため、利用客が安心して利用できるようボートの保守点検や維持管理に努め、ローボート及びペダルボートを、釣りや遊覧等の利用客に有料で貸出する。安全対策としてモーターボート２艘を配置して万全の体制を整えるとともに誘客対策では、１２月及び２月に定例のワカサギ釣り大会を実施する。利

用者が年々減少する中で、平成２５年度から毎週水曜日を休業日としたため、今後も引き続き実施して行く。また、洪水期においては湖面水位が低下するため８月上旬から１０月上旬まで、ボートピアを永歳橋下に移動して営業する。

（２）サイクリング事業

丹沢湖を訪れる観光客に対し、湖岸道路を周回できるサイクリング用自転車を有料で貸出する。

利用客には、安心して快適なサイクリングを楽しんでいただくため自転車の定期点検を実施し、利用者にはサイクリングの貸し出し場所を周知するとともに「丹沢湖サイクリングマップ」の無料配布や安全運転に対する呼び掛けを行う。子供の利用者に対しては小学４年生以上とした上でヘルメットの着用を義務づけ、ヘルメットは無料で貸し出しをする。「玄倉・中川林道」の交通止めが解除となったため行楽シーズンの貸し出しに期待が持てる。

（３）町立世附キャンプセンター附帯事業

町立世附キャンプセンターは、当公社が自主事業として設置したログハウス８棟、オートキャンプサイト９区画及びバーベキューハウス１棟（４区画）を運営し、利用客に有料で提供する。営業期間は、４月から１１月末迄とし４月から受付を開始する。

利用客に安心して快適に利用できるようにするとともに、現地においては施設の案内を適確に行い、宿泊客が多数の場合は当直職員を配置する。

（４）売店事業

丹沢湖記念館の一角を売店として利用し、地場産品や土産品の販売を行うとともに、山北町や町観光協会及び近隣市町等で開催するイベントには積極的に出店し地場産品や土産品の販売を行う。また、安定した顧客の確保と新規顧客の開拓に努めるとともに行楽シーズンは丹沢湖駐車場内の売店も開店する。

商品管理には細心の注意を払うとともに、売り上げの増収になるよう新商品の導入や陳列方法等の見直しも行う。地場産品が好評であるため生産農家に引き続き働きかけ、旬の野菜等の出荷にご協力をいただき収益アップを図る。

（５）水没移転者等福利厚生事業

本事業は、三保ダム建設による水没移転者等を対象に相互の交流を図る福利厚生事業であるため「ふるさと会」に助成をする。

3　法人会計

（1）法人の運営

公益財団法人への移行に伴う内部規程(評議員会及び理事会の運営規則、情報公開規程、個人情報保護規程、職務権限規程、その他内部規定)は、当面の間現行規程を適用しながら運用し、必要に応じ改定を行う。

（2）理事会並びに評議員会の運営

定款に基づき、理事会並びに評議員会を開催し、法人の運営に関し重要な事項について審議し議決を得る。

（3）法人の広報・広聴業務

制度上の要請（「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」並びに「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の規定に基づく。）から、一般の閲覧に供する資料等の整備、保管が求められるため、適切に対応する。

また、法人の事業計画や決算等については、ホームページで情報を開示する。